

生衛 - 1 5 1 5
令和7年3月21日

関係機関 各位

秋田県生活環境部長
(公印省略)

地域振興局福祉環境部（保健所）環境指導課職員の集約について（通知）

日頃から本県の環境衛生業務等の推進について、格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、業務の見直しにより、令和7年4月1日から、北秋田保健所、湯沢保健所の環境指導課職員をそれぞれ大館保健所、横手保健所に集約することになりました。

については、当該環境指導課に関する業務の相談等は、別紙のとおりとなりますので御理解くださるようお願いいたします。

【連絡先】

秋田県生活環境部

環境管理課 担当 藤井 電話018-860-1603

環境整備課 担当 三浦 電話018-860-1624

生活衛生課 担当 三浦 電話018-860-1593

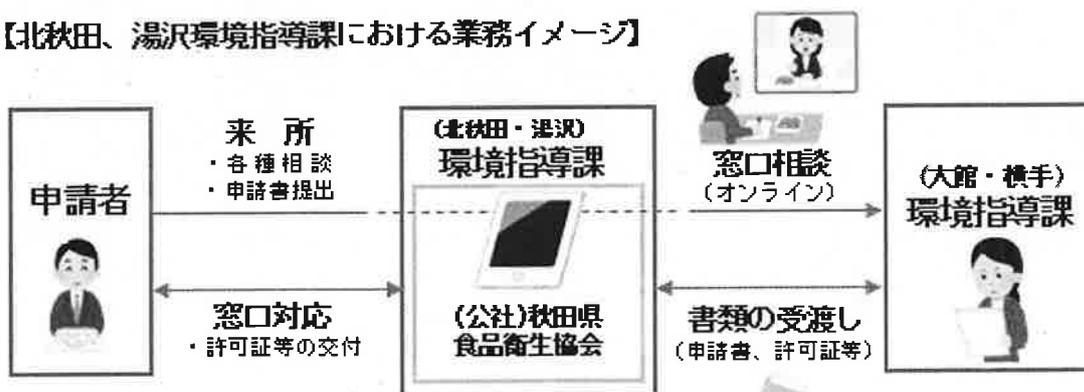
自然保護課 担当 大高 電話018-860-1614



(別紙) 集約後の窓口

相談内容等	対応窓口
<p>○電話相談 ○水質事故など緊急的な事案 ○申請内容の審査などに時間を要する手続き</p>	<p>【大館保健所環境指導課】 大館市十二所字平内新田237-1 衛生・動物愛護チーム 電話 0186-52-3953 環境対策チーム 電話 0186-52-3954</p> <p>【横手保健所環境指導課】 横手市旭川一丁目3-41 食品衛生チーム／環境対策チーム 電話 0182-45-6139</p>
<p>○来所相談 ○許可申請、届出 ○許可証等の交付 ○報告書の提出</p>	<p>従来通り 【北秋田保健所】の窓口 【湯沢保健所】の窓口 ※タブレット端末等を用いて、オンラインにより、相談、各種手続きに対応</p>

【北秋田、湯沢環境指導課における業務イメージ】



(参考) 環境指導課の窓口業務

<衛生・動物愛護チーム／食品衛生チーム>

食品衛生法関係

旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法関係*

化製場法関係

住宅宿泊事業法関係

<環境対策チーム>

廃棄物処理法関係

環境保全センターの利用許可

自動車リサイクル法関係

PCB特別措置法関係

浄化槽法関係

大気汚染防止法

水質汚濁防止法

秋田県公害防止条例

土壌汚染対策法

フロン排出抑制法

ダイオキシン類対策特別措置法

化学物質排出把握管理促進法

建築物衛生法関係

水道法関係*

温泉法関係

※市町村に権限を移譲している事務を除く